

ガス料金の在り方について

2022年 5月27日

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 前回の本小委員会において、ガイドラインの基本的方向性について御議論いただいた。
- 本資料では、ガス料金に関し、具体的論点及びガイドラインのイメージについて御議論いただきたい。

電気・ガスの自由料金に関するガイドラインの骨子（案）

- 仮にガイドラインというアプローチをとる場合、論点1の議論、及びP10、11のガイドラインの方向性を踏まえ、ガイドラインの骨子として、以下のような事項が考えられるのではないかと。

1. 家庭等向けの電気・ガス自由料金における需要家保護については、（1）一定の小売事業者によって、上限のある料金メニューを始めとする料金高騰リスクに備えることができる料金メニューを含む様々な料金メニューの選択肢が提供され、（2）需要家がこれらの選択肢の中から、自らの選好に応じて料金プランを選択できることにより実現することが望ましいという基本的な考え方を示してはどうか。
2. 例えば、以下のような事項を、電気・ガス小売事業者の「望ましい行為」として位置付けてはどうか。
 - （1）原燃料費等調整の仕組みも含め、需要家にとってのリスクが分かりやすいメニューの策定及びそのリスクに関する十分な説明を行うこと
（※）自由化における需要家保護としては、従前から小売事業者に対し供給条件等の説明義務があり、需要家への十分な情報提供や説明が求められているところ、事業法に基づく事前説明や書面交付に際し、選択した料金メニューに関して、需要家にどのようなリスクが生じるかについて必要な説明を行わないことを「問題となる行為」として位置付けることも検討
 - （2）電気・ガス小売事業者が調整上限ありのメニューを提供する場合には、調整上限の算定に用いる基準価格の設定や更新の考え方について、予め供給約款等に定め、需要家に明らかにすること
 - （3）経過措置料金規制のある小売事業者がいるエリア以外において、家庭等に向けて小売事業を行う、一定の事業規模の電気・ガス小売事業者については、提供する様々な料金メニューのうち、少なくとも一つは、需要家が原燃料費の高騰に備えることができる料金メニューを提供すること
3. 例えば、以下のような内容を、「参考事例」として、国がガイドラインの中で小売事業者や需要家に示してはどうか。
 - （1）需要家による料金メニューの理解・比較を容易にし、小売事業者による料金メニュー開発の参考とするため、電気・ガスそれぞれにおいて、複数の原燃料費等調整の事例（電力市場調達等、燃料以外の調達による調整を含む。）を、類型化して示す。
 - （2）この際、需要家にとってリスクの低いメニューを提供する場合には、事業者においてヘッジコストが必要となることを踏まえ、事業者と需要家間のリスクシェアの形や、その際のコストシェアの形を含めて示していく。

前回の委員ご意見（1）

電気・ガス共通のご意見

- 家庭等向け料金について、自由化が進む中でガイドラインを示すのはあまり良くないが、原燃料価格のボラティリティが増していくことが予想される中、ある程度の方向性をガイドラインで示すのは良い。【牛窪委員】（共通）
- 多様な選択肢を需要家にわかりやすく示すことは意義がある。需要家は異なるリスクプロファイルを持っているので、供給サイドが満足する説明ではなく、きちんと需要家に理解してもらうことが重要。望ましい行為のみならず、問題となる行為についてもわかりやすく開示することが需要家保護の観点からも大事。【牛窪委員】（共通）
- ガイドラインの示され方がわからなかったため、かなり懸念があったが、既存メニューの見直しのしやすさに資するなど、事業者にとってプラスになるような内容も含まれており前向きな受け止め。メニューの見直しがしやすくなるのではないかと思う。【村松委員】（共通）
- 需要家保護の望ましい在り方について、価格の激変緩和を指しているのか、費用負担の平準化を指しているのか。【大石委員】（共通）
- ガイドラインは事業者の自主的な取組を制約するものではないが、自由化の中で自由な価格戦略の幅を使い切れていないため、それをガイドラインで指し示すという考え方としてはアグリー。事業者が一定の合理的な説明を果たせる中で多様なメニューを作る一助とする位置づけのガイドラインであれば、むしろ望ましいと考える。【大橋委員】（共通）

前回の委員ご意見（１）

電気・ガス共通のご意見

- 参考事例として、燃料費の上昇の料金への反映や上限について需要家に説明することは必要だが、リスクヘッジの仕方をこと細かに説明することをガイドラインで縛るのはどうかと思う。【岩船委員】（共通）
- ガイドライン案は合理的と思う。【松村委員】（共通）
- ガイドラインが自由化としての有るべき姿を支えるものであれば方向性は良いと思う。需要家保護と事業者の事業継続のバランスが大きなポイントと思うが、自由化の観点からは需要家あっての事業なので、需要家保護にウェイトを置くべき。【澤田委員】（共通）
- 自由料金のもとでは、基準価格の設定やその更新の考え方について、各事業者が経営判断のもと決定していくと考えるが、需要家保護の観点から考えたときには燃料費調整の算出方法などリスクに関する情報を需要家に理解していただくことは重要。ガイドラインの例示によって、各社の料金メニュー作成の創意工夫が縛られないようにすべき。【早川オブ】（共通）
- 需要家保護の望ましい在り方について、需要家保護の観点は非常に重要だが、自由化された分野においては事業者の創意工夫の中で実現していくものと理解。足下の事業・環境変化に対して、国がガイドライン等のルールを示す際には、事業者の自主的な取組という観点と自由競争を阻害しないという観点が必要。【佐々木オブ】（共通）

前回の委員ご意見（１）

ガスに関するご意見

【ガイドライン骨子案２．（３）関係】

- ガイドラインの骨子案はアクセプトできるようになったが、一定規模の事業者に望ましい行為を求めるのであれば、望ましい行為という用語を変え、小売営業に関する指針との差別化という意味でもっとゆるく表現してみてはどうか。【秋元委員】（ガス）
- 一定規模の事業者については区別があつてしかるべきであり、非常に事業規模が小さな事業者に提供を求めることは、大きな負担となってしまうのではないか。需要家目線言えばマーケットシェアの大きな事業者に方向性を示すことはありえる。【松村委員】（ガス）
- 一定規模に関して、事業者に応じて相当事情が異なる。規模の大きい事業者はある程度リスクテイクしてメニューを示すことができると思うが、零細な事業者がそれを真似ると簡単に破綻してしまう。どうやって線を引くかは難しいが、現実にはそう分かれるものと思う。【松橋委員】（ガス）
- ガイドラインは、義務ではなく望ましい行為と認識。「一定の規模」の小売事業者だけに対象を限定するのはどうか。全ての事業者を対象としても、全ての事業者がやらなくてもいいのではないか。経過措置料金がないところで上限価格が設定された料金メニューが提供されず需要家を保護できない状況があるならば、ガイドラインによる望ましい行為ではなく、別の強度を持った手段を検討すべき。【岩船委員】

【論点 1】「ガスの小売営業に関する指針」への追記について

- ガス料金・小売事業に関するガイドラインとしては、「ガスの小売営業に関する指針（経済産業省）」、「適正なガス取引についての指針（経済産業省、公正取引委員会）」等が存在。
- 「ガスの小売営業に関する指針」は、ガスの小売の全面自由化に際し、「**ガスの需要家の保護の充実を図り、需要家が安心してガスの供給を受けられるようにするとともに、ガス事業の健全な発達に資することを目的**」として策定。
- ガイドラインの骨子案の内容と既存ガイドラインの内容との親和性・整合性、及び事業者にとってのガイドラインの一覧性を確保する観点から、**ガスの小売営業に関する指針への追記・修正を基本として内容を整理**することとしてはどうか。

【参考】ガスの小売営業に関する指針の目次

序 ガスの小売営業に関する指針の必要性等

1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為

(1) 一般的な情報提供

ア 問題となる行為

- i) 料金請求の根拠を示さないこと
- ii) 需要家の誤解を招く情報提供

イ 望ましい行為

- i) 標準メニューの公表
- ii) 平均的な月額料金例の公表
- iii) 価格比較サイト等におけるガス小売事業者等以外の者による需要家の誤解を招く情報提供の訂正等
- iv) ガス料金に工事費等が含まれている場合の請求等への内訳明記
- v) 業務改善命令を受けた事実の公表

(2) 契約に先だつて行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付

ア 問題となる行為

- i) 供給条件の説明義務及び書面交付義務の不遵守
- ii) セット販売時の必要な説明及び契約締結前・締結後交付書面への記載の欠如

イ 望ましい行為等

- i) スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明
- ii) 需要家代理モデルにおける説明等

2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等

3 小売供給契約の内容の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

4 苦情・問合せへの対応の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

5 小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

1 供給条件の説明

2 契約締結前の書面交付義務

3 契約締結後の書面交付義務

【論点2】骨子案2.(3)の対象となるガス小売事業者について

- ガス事業法上のガス小売事業者は、旧一般ガス事業者、旧簡易ガス事業者、新規参入事業者（スタートアップ卸を受ける事業規模が小さい事業者や限られた特定の需要家を対象とした事業者を含む）などがあり、その事業規模、家庭用の需要家数、料金の開発能力は多様。
- 前回、ガイドラインの骨子案2.(3)の、「需要家が原燃料の高騰に備えることができる料金メニューの提供」については、全てのガス小売事業者が当該料金メニューを提供できるとは限らないし、特定のニーズの限定された需要家を対象としたガス小売事業者も想定されるため、全てのガス小売事業者に対し一律に望ましい行為とすることは適当ではないのではないかと。
- 一方で、本ガイドラインは規制ではなく、あくまでガス小売事業者が自主的に「望ましい行為」に取り組むことを促すものであり、対象について、明確な線引きは不要ではないかと。
- ガスの家庭用については、電気と異なり経過措置料金規制のあるエリアが限定的であることに鑑み、「経過措置料金規制のあるガス小売事業者がいるエリア以外において」という限定をせず、エリアについては一律に適用してよいのではないかと。
- 以上を踏まえて、「家庭の需要家の多様なニーズに応じて様々な料金メニューを提供するガス小売事業者」が「その能力に応じて」行うことを望ましいと規定することで足りるのではないかと。

【論点3】参考事例の位置づけについて

- 参考事例の提供については、ガイドラインによる事例提供によって、かえって各社の料金メニュー作成の創意工夫が縛られることがないようにすべきとの意見があったことを踏まえ、ガイドラインに例示の無い新たな料金メニューをガス小売事業者が創意工夫し開発することを妨げるものではない旨を明記するとともに、ガス料金の実態も踏まえて様々な事例を記載することとしてはどうか。

ガスの家庭用自由料金に関するガイドラインのイメージ

ガイドラインの案（指針の改正案）については、今後、用語や表現等についても精査した上で作成。

1. 基本的考え方

ガスシステム改革の目的の一つは、小売事業者が競争を通じて需要家のニーズに応じた多様な料金メニューを提供し、多様な選択肢から需要家が自らの選好に応じた料金メニューを選択できる状況を実現することである。

このガスシステム改革の目的に則れば、小売全面自由化後の家庭向けのガスの自由料金における需要家保護については、ガス小売事業者によって、料金の調整に上限のある料金メニューを始めとする料金高騰リスクに備えることができる料金メニューを含む、様々な料金メニューが需要家に選択肢として提供され、需要家がこれらの選択肢の中から、自らの選好に応じて料金プランを選択できることにより実現することが期待される。

2. 望ましい行為

(1) ガス小売事業者等が原料費調整のある料金メニュー及びその他の原料価格の変動により料金変動する料金メニューを提供等する場合には、ガス小売事業者は、以下の情報提供等を行うことが望ましい。

① 原料価格の変動による料金の変動のリスクについて、家庭の需要家に分かりやすいメニューを作成すること

② 提供等する料金メニューの原料費調整（その他の原料価格の変動により料金変動するものを含む）の仕組みや原料価格の変動による料金の変動のリスクについて、ホームページ等において、家庭の需要家に分かりやすい情報提供を行うこと

③ ホームページにおける原料価格の変動により料金変動する料金メニュー及びその説明に、家庭の需要家が容易にたどりつけるようにすること

④ 小売供給契約を締結等する際に、原料価格の変動による料金の変動のリスクについて、家庭の需要家に対し十分な説明を行うこと

※ガス事業法第14条に基づき説明しなければならない事項との関係について要整理。

- (2) ガス小売事業者が原料費調整（その他の原料価格の変動により料金が変動するものを含む）に調整上限のある料金メニューを提供する場合には、調整上限の算定に用いる基準価格の設定や更新の考え方について、小売供給約款等に定めるとともに、ホームページ等において、分かりやすく情報提供することが望ましい。
- (3) 家庭の需要家の多様なニーズに応じて様々な料金メニューを提供するガス小売事業者は、その能力に応じて、少なくとも一つは、家庭の需要家が原料価格の変動による料金の変動のリスクに備えることができる料金メニューを提供することが望ましい。

3. 参考事例

家庭の需要家による料金メニューの理解・比較を容易にし、ガス小売事業者による料金メニュー作成の一助とするため、以下にガス料金メニューの類型を参考事例として示す。

なお、これらはいくまで例示であり、ガス小売事業者の創意工夫による、この参考事例に当てはまらない新しい料金メニューの作成を妨げるものではない。

基本・従量料金 固定プラン

原料費調整型のプラン

上限設定プラン
※規制料金プラン

上限設定プラン

上限なしプラン

高騰時の需要家リスク小

高騰時の需要家リスク大

事業者リスク大（リスクヘッジのためのコスト大）

事業者リスク小（リスクヘッジのためのコスト小）

- ✓ 基本料金・従量料金の単価が固定されており、料金が変化しない。
- ✓ 契約期間に定めを設けることが一般的。
- ✓ 需要家は原料費の変動リスクから遮断される。
- ✓ ただし、原料費下落局面においても料金は値下げされない。

- ✓ 原料費調整を行うため、原料費の変動により、従量料金が変動する。
- ✓ ただし、従量料金の変動については、調整上限があり、これに達した場合には、料金の上昇に歯止めがかかる。
- ✓ 調整上限は、各社の料金策定の基準原料価格が用いられるため各社でまちまちである。
- ✓ ただし、小売事業者が料金の改定を行った場合には、そのときの基準原料価格に応じて、調整上限が引き上がる場合がある。
- ✓ 原料費下落局面においては料金が値下げされる。

- ✓ 原料費調整を行うため、原料費の変動により、従量料金が変動する。原料費調整については、様々なパターンがあり得る。
- ✓ ただし、従量料金の変動については、調整上限があり、これに達した場合には、料金の上昇に歯止めがかかる。
- ✓ ただし、調整上限は、各社の料金プランに依るため、各社で様々である。
- ✓ 調整上限については更新される場合がある。（このため調整上限の設定や更新についての考え方を小売供給約款等で明示することが望ましいとされている。）
- ✓ 原料費下落局面においては料金が値下げされる。

- ✓ 原料費調整を行うため、原料費の変動により、従量料金が変動する。原料費調整については、様々なパターンがあり得る。
- ✓ 調整上限がないため、従量料金の上昇に上限がない。
- ✓ 原料費下落局面においては料金が値下げされる。

- ✓ 小売事業者は、各プランのリスクに応じたリスクヘッジ等を予め講じ得る（料金に応分のプレミアムが乗る、契約期間に定めを設ける可能性）

✓ いずれの場合も、小売事業者は、料金の仕組み等につき、需要家へのより丁寧な情報提供等が求められる

原料費の変動による料金の変動リスクに対応するその他の原料費調整型のプラン

バンド設定プラン

- ✓ 原料費調整を行うが、一定の調整バンドの範囲内においては、原料費の変動を料金に反映しない。
- ✓ 調整バンドの範囲内であれば、料金は変動しない。
- ✓ 調整バンドの範囲を超えて原料価格が上昇した場合には、料金が上昇する。
- ✓ 需要家のリスクは、調整バンドの設定方法に依る。

支払いの一部を事後払いとするプラン

- ✓ 原料費調整を行うが、原料費の上昇が一定水準を超えた場合には、従量料金の上昇分の一部又は全部について、支払いを事後とすることで、需要家の支払い負担を平準化する。

原料費調整がより緩やかなプラン

- ✓ 原料費調整を行うが、一般的な貿易統計価格の3ヶ月平均よりも長い期間を採用することで、原料費の変動をより緩やかな形で料金変動に反映する。
- ✓ ただし、原料費下落局面においける料金の値下げも緩やかとなる。

- ✓ 調整上限の設定との併用も可能。

- ✓ 小売事業者は、各プランのリスクに応じたリスクヘッジ等を予め講じ得る（その分プレミアムが乗る、契約期間に定めを設ける可能性）。

- ✓ いずれの場合も、小売事業者は、料金の仕組み等につき、需要家へのより丁寧な情報提供等が求められる